

## 山梨県DX研修実施事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進するため、企業等が自社等のDX推進を目的に実施する研修（以下「DX研修」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- (4) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (5) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会
- (6) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第6号又は中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第3項第4号若しくは第4項第3号に掲げる共同出資会社又はこれに準じる会社
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (9) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人
- (10) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める者

2 前項に掲げるものが共同して研修を実施する場合は、その代表者が補助事業者となる。

(補助金等の交付の対象となる補助対象事業、経費及びその補助率)

第3条 補助金の交付対象となるDX研修及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。  
ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第4条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金交付申請書に指定のある口座に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税仕入税額控除適用報告書(様式第6号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表（補助内容及び補助対象経費）

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
D X 推進 に資する 研修事業	<p>・補助事業者が自組織（共同で実施する場合は共同実施する組織も含む）に対して実施するD X 推進に資する研修事業であり、外部講師を伴う10人以上を対象とした研修に要する費用（研修に必要な物品のみを購入する場合は対象とならない）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 報償費（外部講師謝金等）</li> <li>2 旅 費（外部講師旅費等）</li> <li>3 使用料及び賃借料（研修会場使用料、機器賃借料等）</li> <li>4 委託費（研修企画、運営、実施までの研修業務一式の委託費用等）</li> </ol>	<p>当該経費の 3分の2 （補助上限 額200千 円）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</li> <li>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</li> </ol>

※補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。